

[令和4年7月15日現在]

〈前回更新日：令和4年6月9日〉

更新概要

1. 基本的な活動レベルについて、教育活動以外の活動レベルを【1】に引き下げ、全ての活動レベルを【1】にしました。
2. 対策本部会議の活動指針変更に伴い、対応項目の措置内容を変更しました。

【農学部における活動指針】

[令和4年7月15日以降]

項目及びレベル		活動状態
教育活動	1	感染症対策を徹底した上で対面授業を実施。 教育効果が認められる場合はオンラインによる教育も可とする。
研究活動	1 1-5	感染症対策を徹底した上で通常どおり。
教職員の出勤形態	1 1-5	感染症対策を徹底した上で通常どおりとするが、職務命令権者の判断により、感染症対策として在宅勤務を取り入れることを可とする。
会議	1 1-5	感染症対策を徹底した上で通常どおり。 状況に応じてオンラインによる会議・打合せを推奨。
学生の登校制限	1 1-5	感染症対策を徹底した上で通常どおり。
課外活動	1 1-5	感染症対策を徹底した上で通常どおり。 オンラインによる活動は可。 接触を伴わない屋外の活動、又は体育館や広い集会室等で換気ができ十分な距離を保つことができる屋内の活動は可。
学生支援	1 1-5	感染症対策を徹底した上で通常どおり。
行事等の実施・学内施設の外部への開放等	1 1-5	感染症対策を徹底した上で通常どおり。 イベント（オープンキャンパス、就職ガイダンスなど）は、状況に応じて判断。 式典（入学式など）は、状況に応じて判断 学内施設の外部への一般開放及び貸出は原則禁止。ただし、公的機関及び資格試験（英検など）を主催する団体で本学教職員・学生も対象とするもの場合はへの貸出は可。
出張・移動等（国内）	1 1-5	感染症対策を徹底した上で通常どおり。 出張・移動及び来学者の受入れは、感染が拡大している地域との往来は、感染対策を徹底した上で、各自が慎重に判断する。
出張・移動等（外国）		外務省海外安全ホームページ感染症危険情報レベルとする。（やむを得ない事情があると学部長が認めた場合には、レベルに関わらず外国へ移動することができる。）
外国への留学		外務省海外安全ホームページ感染症危険情報レベルとする。
外国からの受入れ		国内入国時の新型コロナウイルス検査が陰性の場合、関係省庁が指定する自

	<p>宅待機期間中に体調の異常がなければ、待機終了後に大学への入構を認める。上記検査が陽性の場合、医療機関・指定医療機関で隔離・待機の後、大学への入構を認める。</p> <p>なお、関係省庁の方針に変更があった場合は、国際交流課において速やかに情報を更新し各部局へ通知するが、入国者への対応については、該当する部局において行うものとする。</p> <p>※令和4年4月1日以前の入国手続きが整った者がいた場合、本取り扱いの適用可否について、その都度状況に応じて判断する。</p>
--	--

【特に注意する事項】

感染リスクが大きいことが明らかになっている会食や懇談は、最大限注意すること。特に、帰省先での旧友との会食等は控えること。

1 健康管理・感染対策について

<p>日常生活でのポイント</p> <p>マスクの着用(着用するマスクの種類は、可能な限り不織布マスクとする)／ まめな手洗い・手指消毒／咳エチケットの徹底／こまめな換気／ 身体的距離の確保／3密(密集・密接・密閉)の回避／毎日の健康観察</p> <p>学校生活でのポイント</p> <p>授業の前後や昼休み等の休憩時間においてもマスクの着用や距離の確保等を心がける</p> <p>県外との往来のポイント</p> <p>ワクチン接種や移動先の感染状況を踏まえ、慎重に判断する。往来する場合は、感染防止対策を行い、「うつさない」「うつらない」行動を徹底する。</p>

- (1) 毎朝検温することとし、発熱(自分の平熱より明らかに高い場合)、咳・のどの痛みなどの風邪の症状や息苦しさ強いだるさ、味覚・嗅覚の異常などが発症した場合は、農学部保健室に連絡するか、クリニック等を受診し、鶴岡キャンパスに来ることは自粛すること。なお、授業等の関係で必要な場合は、学務担当(yu-nogaku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp)に連絡すること。
- (2) 自宅で検温ができない者にあつては、正面玄関及び3号館ラウンジ前に設置する検温器を利用すること。
- (3) 学生及び教職員は、日常生活においても手洗い、手指の消毒、咳エチケットなど基本的な感染症対策を行うこと。
- (4) 新型コロナウイルスに感染するリスクの高い行動(会食、特に夜・多人数・飲酒を伴うもの)に関しては、慎重に判断すること。
- (5) 日々の行動履歴を記録しておくこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が通知される、接触確認アプリ(厚生労働省COCOA)を利用することを推奨する。
(COCOA) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

2 出入口の制限について

- (1) 正面玄関と1号館南側の出入口の2カ所は制限を行わない。(平日の7:00~19:00は制限なし)
- (2) 前号以外の箇所は、終日、電子錠による施錠を行います。(学生証、入館ICカードでは入棟可能)
- (3) 入棟の際には、入口付近の消毒用アルコールでの手指の消毒を行うこと。

- (4) 正面玄関及び3号館ラウンジ前に設置する検温器で検温し、37.5℃以上又は平熱より1℃以上高い場合には、農学部保健室に連絡し指示に従うこと。

3 教育活動について

授業等は、感染症対策を徹底した上で対面授業を実施します。ただし、教育効果が認められる場合はオンラインによる授業も可とします。

授業等を実施する場合には次の(1)から(6)までを遵守すること。

なお、設備・通信環境が不十分でオンラインの授業等に対応できない学生は、学務担当(yu-nogaku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp)まで連絡願います。

(1) 講義室関係

- ①人の間の距離を確保し、近距離での会話を控えること。
- ②利用者は、入口付近で消毒用アルコールでの手指の消毒を行う~~い、その後、消毒用のシートにより利用する座席の机と椅子を拭いてから利用すること。使用後の消毒用シートは備え付けのゴミ袋に捨てること。~~
- ③農学部では、多くの学生等が触れる箇所（ドアノブ、窓の引手、手すり、スイッチ等）については1日1回以上消毒液を使って清掃するものとする。

(2) 授業の実施関係

- ①学生はマスクを着用すること。
- ②授業中も十分な換気を行うこと。窓の無い講義室等の場合にあっても入口を開けておく、換気扇を使うなど換気に努めること。
換気については原則として1時間に2回以上（90分の授業では2回以上、5～10分程度）行うこと。（換気時間は季節・天候等を考慮して判断すること。）
- ③授業の開始前に、体調不良者がいないことを口頭で確認すること。
- ④学生は、指定された座席のみを利用し、座った座席の番号を必ず記録すること。
- ⑤着席時には私語は慎み、特に後ろを振り返って対面で会話することは避けること。
- ⑥文房具等の貸し借りは行わないこと。
- ⑦対面授業を基本とするが、必要に応じてオンライン授業を実施する場合がある。
オンラインによる授業となった場合、通信環境が不十分で対応できない場合には、学務担当(yu-nogaku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp)まで連絡すること。

(3) 実験室での実験・実習について

- ①マスクを着用すること。
- ②実験等中も十分な換気を行うこと。窓の無い実験室等の場合にあっても入口を開けておく、換気扇を使うなど換気に努めること。
換気については原則として休み時間等を含め1～2時間ごとに5～10分程度行うこと。（換気時間は季節・天候等を考慮して判断すること。）
- ③実験等の開始前に、体調不良者がいないことを口頭で確認すること。
- ④人の間の距離を確保し、近距離での会話を控えること。
- ⑤必要に応じて、フェイスシールド等を使用し感染防止を図ること。
- ⑥実験室等への入退室の際は、消毒用アルコールにより手指の消毒を行うこと。
- ⑦ハンカチやタオルなどは自分専用のものを使用し、共用しないこと。
- ⑧実験室等の実験器具などの共用の物品を使用する場合は、できるだけ使い捨てグローブを使用すること。実験終了後は、実験台や器具等をアルコール消毒すること。

(4) 研究室等での研究活動について

①マスクを着用すること。

②研究活動中も十分な換気を行うこと。窓の無い研究室等の場合にあっても入口を開けておく、換気扇を使うなど換気に努めること。

換気については原則として休み時間等を含め1～2時間ごとに5～10分程度行うこと。(換気時間は季節・天候等を考慮して判断すること。)

③研究室等への入退室の際は、消毒用アルコールにより手指の消毒を行うこと。

④時間帯を分けて研究するなど、人の密度が高くなるように配慮すること。

⑤近距離での会話は回避すること。

⑥ハンカチやタオルなどは自分専用のものを使用し、共用しないこと。

⑦研究室等の共用の物品を使用する場合、使用後はアルコール消毒すること。

(5) 屋外における実験実習等について

①実習等の開始前に、体調不良者がいないことを口頭で確認すること。

②屋外であっても、不特定の多くの人々が密集する場所・施設での実験実習等は自粛すること。

③ソーシャルディスタンスを確保すること。

④近距離での会話は回避すること。

⑤マスクの着用や必要に応じて、フェイスシールド等を着用すること。

⑥移動については、密閉・密集・密接の「3密」を避けることを意識して移動すること。

⑦実験実習等の終了時には、うがいと手指消毒を行うこと。

(6) スクールバスの利用について

①乗車前に、学生・教職員の健康状態を確認すること。

②バス内では可能な限り換気を行うこと。また、可能であれば運行中も窓を一部開けるなど換気に注意すること。

③必ずマスクを着用すること。

④乗車中の会話は自粛すること。

⑤乗車時には手指を消毒の上乗車すること。

⑥乗り降りの際は、人と人の十分な間隔を確保して整然と乗り降りすること。

⑦バス利用後は、バスの手すり等をアルコール消毒すること。

4 研究活動について

感染症対策を徹底した上で通常どおり実施。

5 教職員の出勤形態について

感染症対策を徹底した上で通常どおりとするが、職務命令権者の判断により、感染症対策として在宅勤務を取り入れることを可とする。

6 各種会議の開催方法について

(1) 学部内の各種会議については、状況に応じて可能な範囲でZoom等を利用したオンライン会議を活用し、ひとつの会議室等に多人数が密集することのないよう注意とすること。

(2) 複数人が対面による会議、打合せ等を行う場合には、3密を避けることを意識して行うこと。また、その際には、マスクを着用することとし、入退室時には手指の消毒を行うこと。

(3) 入試の判定等で秘匿性の高い情報を扱う場合は、対面による会議を行うこと。

7 学生の登校制限について

- (1) 感染症対策を徹底した上で通常どおり。
- (2) マスクは各自で準備し、必ず着用すること。
- (3) 通学の経路や大学内での行動（使用教室等）を記録すること。
- (4) 公共交通機関を利用する場合は、混雑している車両を避け、できるだけ他者との距離をとるなど、ソーシャルディスタンスの確保を心がけること。

8 図書館の利用について

マスクの着用、換気、消毒等については「対面活動実施に係る指針（山形大学）」に基づき行うものとする。

(1) 開館時間・サービス内容等について

【本学の学生・教職員】

開館時間は次のとおりとする。

平 日： 8時45分から19時00分まで

土・日・祝日：14時00分から17時00分まで

【学外の方】

資料利用サービスを利用できるものとする。

①利用時間は平日：8時45分から17時00分までとする。

②書架の利用、資料の閲覧・貸出・返却に限り、自習目的の閲覧席の利用は不可とする。

③利用前にカウンターで利用申込手続きを行うこと。

④利用時間は1時間以内とする。

~~(1) 開館時間等については、農学部図書館の開館カレンダーを確認してください。~~

~~—(農学部図書館HP：<https://www.lib.yamagata-u.ac.jp/yatop/>)—~~

~~—(2) 利用対象者は、本学の学生及び教職員とし、学外者の利用は不可とする。—~~

(32) 閲覧室の利用について

収容定員の1/2を基本とし、図書館長が別に定める座席を利用すること。満席の場合は、図書館を利用できない場合があるので注意すること。

~~—(4) 閲覧室利用者は、備付けの消毒用シート等により利用する座席の机と椅子を拭いてから利用すること。使用後の消毒用シートは備付けのゴミ袋に捨てること。—~~

(63) その他

~~図書館の利用に関し必要なことは農学部図書館長が別に定める。~~

9 多目的ルーム・ラウンジの利用について

(1) 利用時間は、平日の8時00分から19時00分までとする。土・日・祝日その他本学が指定する休日は利用不可とする。（自動販売機スペースのみ21時まで開放）

(2) 利用については、農学部長が定める位置の座席のみを利用すること。満席の場合は、利用することができないので注意すること。

~~—(3) 利用者は、備付けの消毒用シート等により利用する座席の机と椅子を拭いてから利用すること。使用後の消毒用シートは備付けのゴミ袋に捨てること。—~~

10 課外活動について

感染症対策を徹底して行うこと。課外活動の実施にあたっては、次の(1)から(3)によるほか、「新型コロナウイルスの感染症課外活動のガイドライン（山形大学）」を熟知して行うこと。

~~—(1) 屋内の場合~~

~~—— 体育館や広い集会室等で換気ができ十分な距離を保つことができる屋内の活動は可。——~~

~~(2) 屋外の場合~~

~~—— 接触を伴わない屋外での活動は認めます。——~~

~~—— ただし、以下の事項に留意すること。——~~

~~① 人の間の距離を確保すること。~~

~~② 近距離での会話は回避すること。~~

~~③ ハンカチやタオルなどは自分専用のもを使用し、共用しないこと。~~

~~④ 共用の物品を使用する場合、可能な範囲で使用後はアルコール消毒すること。~~

~~⑤ 課外活動の記録（活動日時、活動場所、参加者）を作成し、保管すること。~~

~~(3) その他共通事項~~

(1) ①活動開始前に、参加者に体調不良者がいないことを口頭で確認すること。

(2) ②部室を使用する場合は、以下の感染対策を徹底すること。

・入退室の際には、手指の消毒を行うこと。

・十分な換気（部屋の大きさにもよるが一般的に1～2時間毎に5～10分程度）

・人の間の距離を確保

・近距離での会話回避

~~・使用した机、椅子等は、消毒用シート等により拭いてから利用すること。使用後の消毒用シートは備付けのゴミ袋に捨てること。~~

・ハンカチやタオルなどは自分専用のもを使用し、共用しないこと。

・共用の物品を使用する場合、使用後はアルコール消毒すること。

(3) ③感染対策が不十分又は本学部の行動指針・注意喚起等に反する行為を行ったサークル等に対して、農学部長は直ちに活動停止の措置を取り、感染対策又は注意喚起を遵守できる体制が確認されるまで活動停止の措置を解除しないものとする。

1.1 就職活動について

就職活動については、現在制限はありませんが、健康管理に注意して行ってください。

なお、オンラインによる面接に必要な環境がない場合は、就職情報室にご相談ください。

1.2 学生のアパートについて

(1) 感染対策を十分に行っていない店等でのアルバイトは控えること。

(2) 3密（①換気の悪い密閉空間，②多数が集まる密集場所，③間近で会話や発声をする密接場所）に注意して行うこと。

1.3 学内施設の外部への貸出について

鶴岡キャンパスの施設を外部へ貸出す場合は、次のことに留意させること。

(1) 屋内は収容率50%以内とすること。（大声を出さなければ収容率100%でも可）

(2) 屋外は十分な間隔（できれば2m）を空ける。

(3) 参加者名簿を作成させるものとし、参加者名簿については、必要に応じて提出を求めること。

1.4 出張（国内）・県外への移動について

~~(1) 緊急事態宣言（自治体独自に発令するものを含む）又はまん延防止等重点措置の対象区域との不要不急の出張・移動は控えること。~~

~~(2) 感染症対策を徹底した上で通常どおりとするが、新型コロナウイルスの感染が拡大している地~~

域との往来を慎重にすること。

~~なお、出張・移動の必要が生じた場合については、~~密閉・密集・密接の「3密」を避けることを意識して行動するとともに、行動履歴を把握・記録しておくこと。

1.5 出張講義等への対応について

~~(1) 緊急事態宣言(自治体独自のものも含む)又はまん延防止等重点措置の対象区域、感染が拡大している地域における出張講義等は禁止とする。~~

~~(2) 感染症対策を徹底した上で通常どおりとするが、~~新型コロナウイルスの感染が拡大している地域との往来を慎重にすること。密閉・密集・密接の「3密」を避けることを意識して講義実施・行動するとともに、行動履歴を把握・記録しておくこと。

1.6 来訪者と接触について

- (1) 密閉・密集・密接の「3密」を避けることを意識して行動すること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染が拡大している地域からの来訪者については、特に(1)を遵守し慎重に接すること。

1.7 会食について

- (1) 密集・密閉・近接した場所や環境での会食、長時間の会食は控えてください。
- (2) マスクを外した会話・会食が新型コロナウイルス感染症拡大の最大のリスクであることを常に意識すること。
- (3) 体調不良の際は会食に参加しないようにしてください。
- (4) 食事の前後に行う会話・歓談の際などには積極的にマスク(可能な限り不織布マスク)を着用し、食事タイムと会話タイムを分けるなどの工夫をしてください。
- (5) その他の感染リスクを下げる工夫として、席の配置を斜め向かいにする、換気の良い店を選ぶなどの対策を行うこと。
- (6) 接待を伴う飲食店やカラオケでの会食は避けること。

1.8 その他

- (1) 不要不急の外出は控えること。(特に、感染が流行している地域への移動は控えること。)
- (2) 常日頃から密閉・密集・密接の「3密」を避けることを意識して行動すること。特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられているので注意すること。
- (3) 新型コロナウイルスの陽性者又は濃厚接触者となった場合に、できるだけ影響を抑えるためにも、常日頃の行動履歴を把握・記録しておくこと。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、下記の連絡先又は農学部保健室に連絡すること。
 - ①新型コロナウイルス感染症の診断のための検査を受けた場合。
 - ②新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者となった場合。(疑いがある場合も含む。)(連絡先)

学 生：学務担当 (yu-nogaku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp, 電話 0235-28-2808)

教職員：総務担当 (yu-nosyomu@jm.kj.yamagata-u.ac.jp, 電話 0235-28-2805)

- (7) 体調が悪いときや不安を抱えているときは、次の連絡先に電話し、その指示に従うこと。

山形大学保健管理センター (023-628-4154) ※原則、平日 8:30~17:00

山形県新型コロナ受診相談センター（0120-88-0006）※24時間対応

- (8) 一人ひとりが新型コロナウイルスに対する不安な気持ちに負けず、思いやりをもった行動を取りながら、誹謗中傷やハラスメントのない働きやすい職場にすること。

(参考) 山形大学の対応について

○7月12日以降の基本的な活動レベル 【1】

○活動指針

業務項目	レベル
教育活動	1
研究活動	1
教職員の出勤形態	1
会 議	1
学生の登校制限	1
課外活動	1
学生支援	1
行事等の実施・学内施設の外部への開放等	1
出張・移動	1
出張・移動等 (外国)	
外国への派遣・外国からの受入れ (学生等)	

・新型コロナウイルスに係る総合対策本部会議において、各キャンパスの活動レベルについては、当該地域の感染状況に応じて、各キャンパス長が判断できる旨、付託された。